

令和6年度（中間年）
稚内市競争入札参加資格審査申請受付要領

稚内市(水道事業・病院事業・消防事務組合を含む。)が発注する建設工事・設計等・業務委託・物品等の競争入札に参加される方の資格申請を次の要領で行ないます。

- ◎ 資格の有効期限 令和6年度の1年間です。(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
 - ◎ 受付 令和5年12月11日(月)から令和6年1月31日(水)まで(土、日、祝日を除く)
 - ・工事、設計等については、原則電子申請のみの受付となります。
 - ・物品、業務委託の提出は午前9時から午後5時までとなります。
 - ・郵送での申請については、受付期間内に必着のものに限ります。(物品・業務委託のみ)
- 〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号
稚内市企画総務部財務課契約グループ(市役所3階)
TEL (0162) 23-6391
- ◎ 審査結果の通知 登録期間開始前に稚内市ホームページに名簿を公表します。(令和6年3月を予定)

1. つぎに該当する方は、競争入札参加資格の申請をすることができません。

(1)地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者及び同条第2項に該当し、その事実があった日から2年を経過していない者。

～地方自治法施行令第167条の4第1項及び同条第2項(抜粋)～

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1)当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1)契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2)競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3)落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4)地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5)正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6)契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7)この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2)稚内市の市税を滞納している者。

(3)「消費税及び地方消費税」を滞納している者。

(4)稚内市公有財産貸付料(土地・建物)を滞納している者。

(5)次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札参加資格の審査を申請することができない。

ア.参加者若しくは参加者の役員等(役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に
関与している者を含む。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関
する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)関係者であるとき又は暴力団関係者が参加
者の経営に実質的に関与しているとき。

イ.参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三
者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

ウ.参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を
供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ.参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を
有しているとき。

オ.参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に
利用するなどしているとき。

(6)役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から
起算して3年を経過しない者。

2. 業種別提出要領

建設工事 設計等	申請様式	建設工事等入札参加資格審査申請書(電子申請)
	申請書 配布先	○一般財団法人北海道建設技術センター TEL 011-733-2322 (電話受付時間 土・日・祝日を除く 9時~17時) https://www.hoctec.info/ ○稚内市独自様式については稚内市ホームページでダウンロード https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/
提出要領	建設工事 資格要件	・令和5年12月1日現在において、建設業の許可を受けてから引き続き2年以上の事業を営み、 経営事項審査の結果通知を資格有効開始日(令和6年4月1日)の1年7月前の日の直後の 営業年度終了の日以降に受けていること。 ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していること。(ただし、適用除外の場合を除く。)
	設計等 資格要件	令和5年12月1日現在において、引き続き1年以上の事業を営み直前1年間の事業高(営業実績) があること。建築士法、測量法の規定による登録を受けていること。

経営事項審査について

公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、建設業法に定める『経営事項審査』を受けていなければなりません。

稚内市の入札参加資格審査の受付では、総合評定値(P点)の通知を受けていることが必要です。

工事等級の格付けについて

次の者については、客観的事項及び主観的事項について審査し、工事等級の格付けを行います。
(格付対象)

- ①法人事業者は、稚内市に本店を有する者又は稚内市に納税義務のある支店等を有し、その支店等
に入札及び契約に関する一切の権限等を委任している者で、その支店等で引き続き1年以上の営業
実績があること。また、支店等においては、常勤職員を2名以上配置し、専任技術職員1名を含むこと。
- ②個人事業者は、稚内市に住民登録のある者。

(客観的事項)

建設業法第27条の23第3項の規定に基づく経営事項審査の項目及び基準によって算出される建設工事の種類ごとの総合評定値

(主観的事項)

- ①コリンズ登録の有無
- ②ISOマネジメントシステムなどの取得の有無
- ③稚内市における本社・支店営業所の所在
- ④稚内市の発注する工事の過去2年間の受注実績
- ⑤過去2年間稚内市が発注した請負金額500万円以上の完成工事成績の平均点
- ⑥社会貢献(環境保護等に係る活動、災害時の対応、除排雪ボランティアに係る活動、地域イベント等への参加、その他社会貢献と認められる活動)

物品等 及び 業務委託 提出要領	申請様式	稚内市の様式【物品用】(リース・学校給食を含む) 稚内市の様式【業務委託用】
	申請書 配布先	○稚内市中央3丁目13番15号 稚内市企画総務部財務課契約グループ TEL0162-23-6391 ○稚内市ホームページでダウンロード https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/
	物品等 業務委託 資格要件	令和5年12月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでおり直前1年間に事業高(営業実績)があること。

物品の申請品目について

法人・・・「商業登記簿謄本」の目的に記載されていること【法務局で交付】

個人・・・「営業届出済証明書」に記載されていること【市町村で交付】

※業務委託の業種申請については、本店が許可・免許等を有し業務実績があれば登録できます。

なお、市内登録される支店・営業所に業務実績がある場合は、その実績と許可・免許等のコピーも提出してください。

上記の申請に共通する 添付書類	<p>1. 「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その3)【管轄する税務署で発行】 非課税・課税業者に関係なく提出してください。(令和5年9月1日以降に発行のもの) 『納税証明書』の(その3・未納税額のない証明用)を提出してください。 税務署で発行される納税証明書の請求は、窓口での待ち時間を短縮できるオンライン請求が可能です。(e-Taxホームページ https://www.e-tax.nta.go.jp/)</p> <p>2. 納税証明書(資格審査等申請用)【稚内市発行】 稚内市に納付すべき税に滞納がないことを確認します。(令和5年9月1日以降に発行のもの) 【稚内市役所 1階税務課または1階総合窓口課で発行】 稚内市で発行される納税証明書は口座振替直後や、納付期限後又は証明書請求の直前に納めた場合等は、納付を確認出来ず証明書が発行できないことがあります。領収書等を持参のうえで証明書を請求していただくか、事前に請求窓口(市役所1階税務課 TEL23-6394(直通))にお問い合わせください。</p> <p>3. 稚内市公有財産(土地・建物)賃貸契約状況申告書及び同意書(別記第12号式) 稚内市公有財産(土地・建物)貸付料に滞納がないことを関係課に確認することについて同意していただきます。 対象貸付料・・・稚内市建設産業部港湾空港課所管(土地貸付料・埋立地貸付料) 稚内市企画総務部財務課所管(土地貸付料・建物貸付料) ※賃貸契約の有無に関わらず提出していただきます。</p> <p>※上記以外の添付書類については、申請業種により異なりますので、各申請書の添付書類一覧表でご確認ください。</p>
--------------------	---

3. 業者市内・市外登録区分

(1)建設工事

1. 市内登録業者	・法人事業者は、稚内市に本店を有する者又は稚内市に納税義務のある支店等を有し、その支店等に入札及び契約に関する一切の権限等を委任している者で、その支店等で引き続き1年以上の営業実績があること。また支店等においては、常勤職員を2名以上配置し、専任技術職員1名を含むこと。 ・個人事業者は、稚内市に住民登録のある者。
2. 市外登録業者	・上記1以外の者

(2)設計等

1. 市内登録業者	・法人事業者は、稚内市に本店を有する者又は稚内市に納税義務のある支店等を有し、その支店等に入札及び契約に関する一切の権限等を委任している者で、その支店等で引き続き1年以上の営業実績があること。また支店等においては、常勤職員を2名以上配置し、そのうち申請業種のいずれかに該当する技術者又は資格者等1名を含むこと。 ・個人事業者は、稚内市に住民登録のある者。
2. 市外登録業者	・上記1以外の者

(3)その他業務委託・物品等

1. 市内登録業者	・法人事業者は、稚内市に本店を有する者又は稚内市に納税義務のある支店等を有している者。支店等においては、その支店等が審査基準日より前から稚内市内に設置されていること。また、申請業種のいずれかに該当する技術者又は資格者等の常勤職員を配置していること。 ・個人事業者は、稚内市に住民登録のある者。
2. 市外登録業者	・上記1以外の者

(4)市内登録業者としての支店等の物的設備要件(共通)

- (1) 稚内市に事務等を執り行える場所を有し、事務用什器(机、椅子等)や事務機器(電話、ファックス等の通信機器)が具備されているとともに、事務所の所在を明らかにした看板が設置されていること。
- (2) 常時連絡が取れる体制になっていること。なお、常時不在転送電話になっている状態及び単なる取次ぎや事務連絡所並びに作業所等ではないこと。

◎ 競争入札参加資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号いずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅します。

- (1)1の競争入札参加資格の申請ができない者となったとき。
- (2)2の業種別提出要領の資格要件のいずれかを欠くに至ったとき。
- (3)営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該資格を取り消されたとき。
- (4)申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載されていないことが判明したとき。